

新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月14日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合条例第3号

新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第30条第2項中「新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第7号）」を「情報公開条例」に改める。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第1項各号列記以外の部

分及び第2項第1号ア、第18条第1項及び第2項、第27条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項及び第2項、第39条第3項、第47条並びに第48条の改正規定は公布の日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例

新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例 令和5年2月14日 条例第8号 (定義) 第2条 (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。 <u>第12条第5項</u> において「番号利用法」という。） <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略) (利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで	新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例 令和5年2月14日 条例第8号 (定義) 第2条 (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略) (利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第

____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 2 条第 1 項から第 1 2 条第 2 項第 1 号	(略)	(略)
第 3 8 条第 1 項第 1 号	又は第 1 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 1 2 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 2 0 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 2 9 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 1 0 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第 3 8 条第 1 項第 2 号	(略)	(略)

2 9 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 2 条第 1 項から第 1 2 条第 2 項第 1 号	(略)	(略)
第 3 8 条第 1 項第 1 号	又は第 1 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 1 2 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 2 0 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 2 9 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項 に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第 3 8 条第 1 項第 2 号	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 (略)

(1) (略)

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、 自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下 「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 (略)

(1) (略)

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生 に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による

代理人（以下_____「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下_____「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条（略）

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下_____「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) （略）

3 （略）

（開示請求の手数料及び費用負担）

第30条（略）

2 保有個人情報記録された行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を情報公開条例

_____第19条第2項の例により負担しなければならない。

3 （略）

（訂正請求権）

代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条（略）

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) （略）

3 （略）

（開示請求の手数料及び費用負担）

第30条（略）

2 保有個人情報記録された行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第7号）

_____第19条第2項の例により負担しなければならない。

3 （略）

（訂正請求権）

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下_____「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下_____「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下_____「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下_____「利用停止請求」という。）をすることができる。

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手續)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下_____「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

3 (略)

(利用停止請求の手續)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定_____その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、

第 12 条第 5 項の改正規定（「及び第 29 条」を削る部分に限る。）並びに第 17 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 2 項第 1 号ア、第 18 条第 1 項及び第 2 項、第 27 条第 2 項、第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 32 条第 3 項、第 38 条第 1 項及び第 2 項、第 39 条第 3 項、第 47 条並びに第 48 条の改正規定は公布の日から施行する。